

やまぐち森林づくり推進協議会

＝第1回会議資料＝

平成25年7月30日

山口県農林水産部森林企画課・森林整備課

《資料内容のお問い合わせ先》

山口県農林水産部森林企画課林業企画班

(担当者) 深川 浩之、本田 聡

(電話番号) 083-933-3464

目 次

◆ やまぐち森林づくり県民税の概要

- 1 森林の果たしている役割 …………… p. 1
- 2 山口県の森林・林業の現状 …………… p. 2
- 3 やまぐち森林づくり県民税について …………… p. 4

◆ これまでの取り組み

- これまでの取り組み …………… p. 7

◆ 平成 25 年度事業実施計画

- 1 概要 …………… p. 8
- 2 健全で多様な森林づくりの推進（ハード事業） …………… p. 9
- 3 県民との協働による森林づくりの推進（ソフト事業）
…………… p. 19

1 森林の果たしている役割

森林は、木材の生産のほかに、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全などの多面的な機能を有しており、安全で快適な県民の暮らしを守っています。

○水源のかん養

森林内では、落葉・落枝などの堆積物や土壌生物が多く棲む表土がスポンジのような役割を果たし、大量の雨水はゆっくりと河川に流されて洪水を防ぎ、渇水時には貯蔵された水が少しずつ流れ出て渇水を緩和します。

○県土の保全

森林は、樹木の根を張り巡らせ、土壌をしっかりと固定し、土壌の崩壊を防止するとともに、落葉や下草などによって地表が覆われているため、降雨等による土壌の浸食や流出を抑えています。



豊かな水を育む森林

○地球温暖化の防止

森林は、その成長の過程で光合成により、地球温暖化の主要な原因となっている二酸化炭素を吸収・固定しています。そして、二酸化炭素が固定された木材を利用することは、長期間にわたり、二酸化炭素の大気への放出を抑制することになります。

○快適な生活環境の保全

森林は、美しい景観の形成や憩いの場を提供するとともに、強風や騒音等から私たちを守る働きがあり、快適な生活環境の保全に貢献しています。

○生物多様性の保全

森林は、野生動植物に生息・生育する場を提供し、生態系や生物種、遺伝子の保全など、生物の多様性を保全する働きを持っています。

2 山口県の森林・林業の現状

山口県の森林面積は438千㌦で、県土面積611千㌦の72㌦を占め、県土面積に占める森林面積の比率は全国平均の67㌦を上回っています。

この森林を所有形態別にみると、私有林が84㌦を占めており、県・市町の公有林が13㌦、国有林が3㌦となっています。(図1～2参照)

図1 県土面積に占める森林の割合

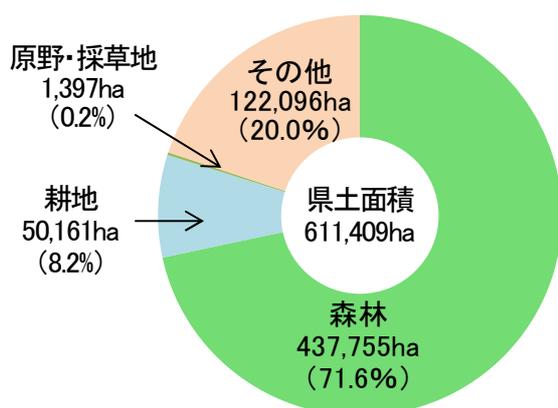
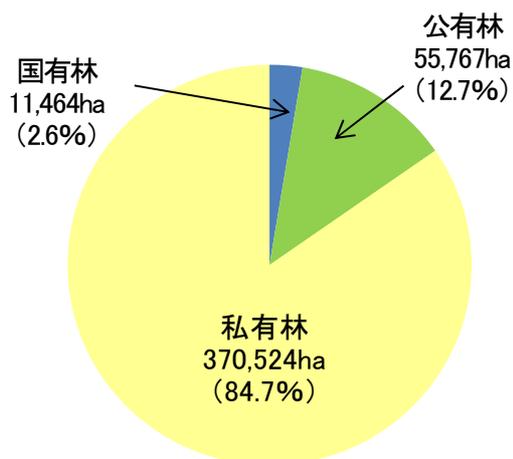


図2 森林の所有形態



(出展；平成23年度山口県森林・林業統計要覧)

民有林のうち、スギ・ヒノキを中心とした人工林は44㌦を占め、面積は188千㌦に達しています。このスギ・ヒノキの人工林の林齢構成(平成23年度時点)は図3のとおりで、下刈り、間伐などの保育作業の必要な35年生(7齢級)以下の森林面積が36㌦を占め、生育途上にある人工林の計画的な整備が課題となる一方で、利用可能な8齢級以上の森林も64㌦と過半を超えており、伐採・利用に向けた森林資源が増加しています。

このほか、全国有数の竹林面積(図4)があるものの、竹林の適切な管理が行き届かないため、隣接するスギ・ヒノキなどの人工林にも竹の進入が見られ、その生長を妨げるなど、竹の繁茂が顕在化していることから、竹林の適切な管理が課題となっています。

図3 スギ・ヒノキ人工林の齢級別面積（出典；森林・林業統計要覧）

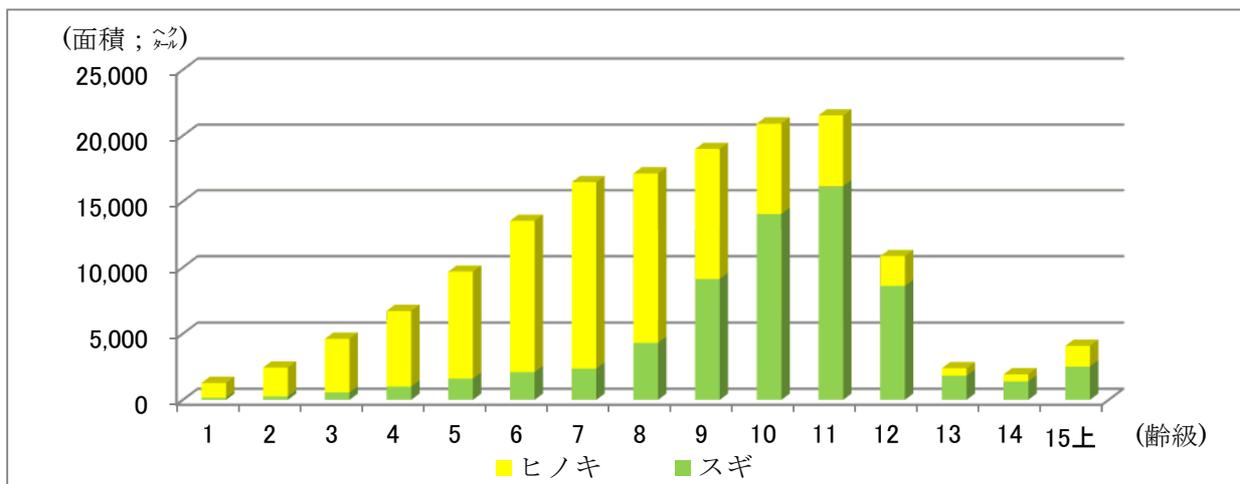


図4 竹林面積の全国比較（出典；森林資源の現況（平成19年3月 林野庁資料））

順位	都道府県（上位5県）	面積 (ha)
1	鹿児島県	16,171
2	大分県	13,462
3	山口県	12,146
4	福岡県	11,905
5	熊本県	10,614

また、木材価格の低迷が長期化し森林所有者の高齢化、森林経営意欲の減退などが進む中で、特に私有林の整備や保全が大きな課題となっています。

なお、林業の担い手である森林組合の作業班員は微減傾向であるものの、60歳未満の占める割合は増加傾向となっています。（図5～6参照）

図5 スギ・ヒノキ丸太価格（長級3m、径級14～16cm）の推移（出典；森林企画課調べ）

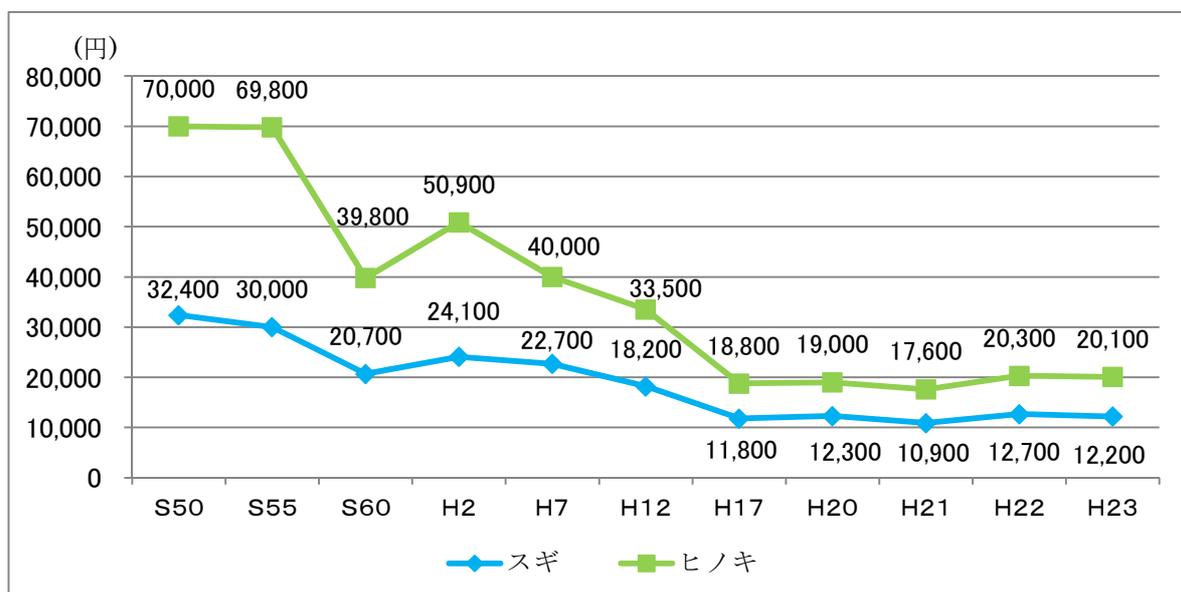
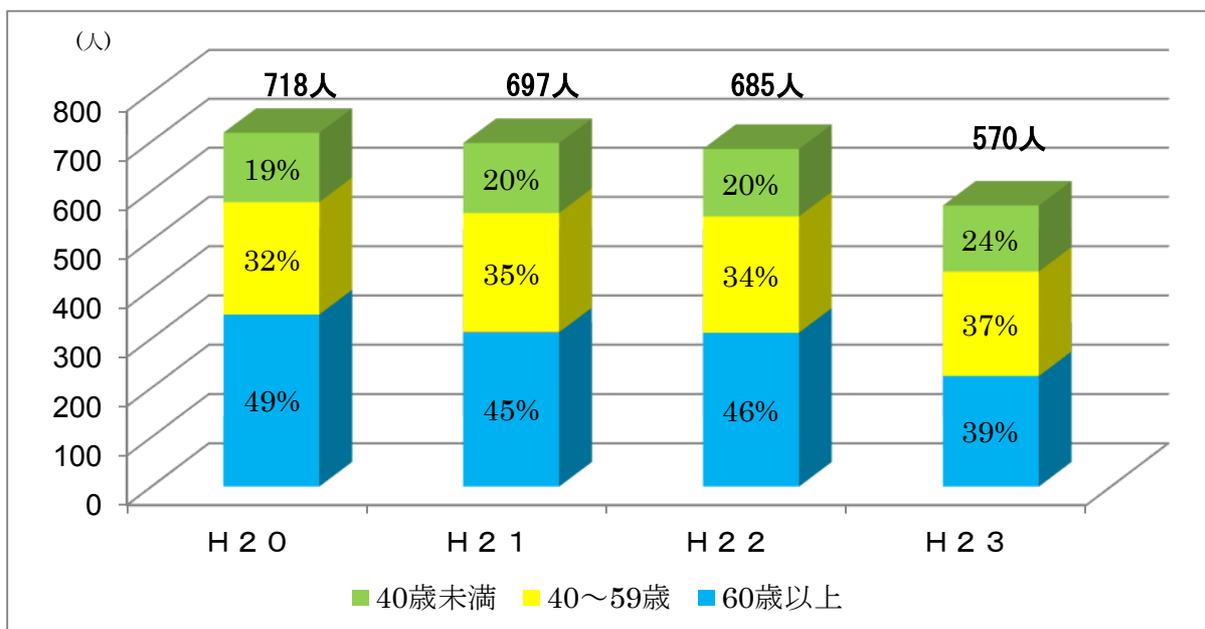


図6 森林組合作業班員の推移（出典；山口県森林・林業統計要覧）



3 やまぐち森林づくり県民税について

(1) 基本的な考え方

山口県では、荒廃する人工林や繁茂竹林が増加・拡大傾向にあることや、森林に対する県民のニーズが多様化、高度化していることなどを踏まえ、「未来へ引き継ぐ、みんなで育む豊かな森林」を基本理念に、平成17年度から「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、荒廃した森林の整備や竹林の繁茂対策などを進めています。

(2) やまぐち森林づくり県民税制度の概要

やまぐち森林づくり県民税は、現行の県民税均等割の税率に一定額を上乗せする方式をとっています。

対象者	【個人】 県内にお住まいの方等 【法人】 県内に事務所、事業所を持っている法人等																		
税額	【個人】 年額:500円 【法人】 年額:1,000円～40,000円 (現行法人の県民税均等割の税率の5割相当額)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額</th> <th>現行均等割の税率</th> <th>5割相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額	現行均等割の税率	5割相当額	50億円超	年額 800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円
資本金等の金額	現行均等割の税率	5割相当額																	
50億円超	年額 800,000円	40,000円																	
10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円																	
1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円																	
1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円																	
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円																	
納税方法	<p>県民税均等割に上乗せして納めていただきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(個人)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">給与所得者 (納税義務者)</div> <p>↓ 給与から天引き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">雇用主 (特別徴収義務者)</div> <p>↓ 納入</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>個人事業者等 (納税義務者)</p> <p>↓ 納税 (納税通知書)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(法人)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">法人 (納税義務者)</div> <p>↓ 申告納付</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">市町</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">県</div> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">給与所得者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>個人事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 </td> </tr> </tbody> </table>	給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 												
給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																		
個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																		
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 																		
使途	<ul style="list-style-type: none"> ・健全で多様な森林づくりの推進 (ハード事業) ・県民との協働による森林づくりの推進 (ソフト事業) 																		
実施期間	5年間 (平成22年度～平成26年度)																		
税収見込額	5年間で約20億円 (年間4億円程度)																		

(3) やまぐち森林づくり県民税を活用した事業の概要

やまぐち森林づくり県民税の用途は、森林の持つ多面的機能の回復を図ることが主眼であることから、荒廃した森林の緊急的な整備等を着実に進めるとともに、森林の果たす役割やその整備の重要性などについて県民理解を促進する取り組みなどを実施しています。(表1参照)

《表1》 やまぐち森林づくり県民税を活用した森林整備等

区分	健全で多様な森林づくりの推進 (ハード事業)	県民との協働による森林づくり の推進 (ソフト事業)
第1期 (平成17～ 21年度)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益森林整備事業 荒廃したスギやヒノキの人工林を対象に強度な間伐を実施し、針葉樹・広葉樹の混じり合った森林へと誘導 2 竹繁茂防止緊急対策事業 繁茂した竹の全伐と再生竹の除去を行い、自然林への回復を誘導 3 やすらぎの森整備事業 森林とふれあい、森林の持つ多面的な機能を理解する場づくりの整備 4 魚つき保安林等海岸林整備事業 荒廃が著しい魚つき保安林等の海岸林の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民との協働による百年の森づくり推進事業 税制度の導入目的や内容などについて、県民への一層の周知を図るとともに、具体的な税の用途について理解促進を図るため、各種の周知活動を実施
第2期 (平成22～ 26年度)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益森林整備事業 2 竹繁茂防止緊急対策事業 3 魚つき保安林等海岸林整備事業 4 豊かな森林づくり推進事業 植生の回復が遅い事業地を対象に広葉樹を植栽し、早期に針広混交林化、広葉樹林化を促進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民との協働による百年の森づくり推進事業 2 森林づくり活動支援事業 ボランティア団体等が地域のニーズに応じて取り組む自主的な森林づくり活動などの提案を公募し、その活動に対して支援

これまでの取り組み

やまぐち森林づくり県民税関連事業については、荒廃したスギやヒノキの人工林を再生する「公益森林整備事業」、繁茂した竹林の整備を行う「竹繁茂防止緊急対策事業」など4つのハード事業から構成される「健全で多様な森林づくりの推進」と、森林ボランティアの活動を支援する「森林づくり活動支援事業」や本事業の展開に不可欠である、県民の理解促進を図るためのソフト事業として「県民との協働による森林づくりの推進」を柱として実施しています。

《平成24年度までの3年間の事業実績（見込）》

区 分		平成22・23年度	平成24年度	3年間の事業実績（見込）	5年間の整備目標
		実績	実績（見込）		
健全で多様な森林づくりの推進（ハード事業）					
公益森林整備事業	整備面積(㍍ ²)	787.04	358.32	1,145.36	2,000
	事業費(千円)	395,045	177,223	572,268	
竹繁茂防止緊急対策事業	整備面積(㍍ ²)	333.75	166.69	500.44	600
	再生竹除去面積(㍍ ²)	374.08	351.27	725.35	
	事業費(千円)	351,084	203,089	554,173	
魚つき保安林等海岸林整備事業	整備面積(㍍ ²)	2	1	3	5
	事業費(千円)	4,979	2,499	7,478	
豊かな森林づくり推進事業	事業費(千円)	29,534	12,570	42,104	—
県民との協働による森林づくりの推進（ソフト事業）					
森林づくり活動支援事業	団体数	29団体	10団体	39団体	—
	事業費(千円)	12,717	4,855	17,572	
県民との協働による百年の森づくり推進事業	事業費(千円)	9,731	—	9,731	—
事業費計(千円)		802,995	400,336	1,203,331	—

(注1) 平成22・23年度事業実績の詳細は、各年度のやまぐち森林づくりレポートを参照。

(注2) 平成24年度事業実績の詳細は、今後、税収額等を精査した上で、平成24年度やまぐち森林づくりレポートを作成し、公表します。

平成 25 年度事業実施計画

1 概要

やまぐち森林づくり県民税関連事業の平成 25 年度事業については、平成 24 年度第 3 回推進協議会において協議し了解を得た事業計画を基に、5 年間の整備目標と各市町からの要望調査等の結果を踏まえ、次表のとおり実施することとしたい。

区 分	平成 25 年度事業実施計画			平成 25 年度 予算額 (千円)	5 年間の 整備目標
	整備 計画量	要望量	整備量 (案)		
健全で多様な森林づくりの推進（ハード事業）					
公益森林整備 事業	300 ^{ヘクタール}	330 ^{ヘクタール}	300 ^{ヘクタール}	171,316	2,000 ^{ヘクタール}
竹繁茂防止緊急 対策事業	120 ^{ヘクタール} ----- (520) ^{ヘクタール}	126 ^{ヘクタール} ----- (520) ^{ヘクタール}	120 ^{ヘクタール} ----- (520) ^{ヘクタール}	212,097	600 ^{ヘクタール}
魚つき保安林 等海岸林整備 事業	1 ^{ヘクタール}	7 ^{ヘクタール}	1 ^{ヘクタール}	2,500	5 ^{ヘクタール}
豊かな森林づ くり推進事業	—	—	—	14,500	—
県民との協働による森林づくりの推進（ソフト事業）					
森林づくり活 動支援事業	10 団体	9 団体	9 団体	5,000	—
県民との協働 による百年の 森づくり推進 事業	広報ツールを活用したPRや「きらら物産フェア」などの各種イベントや事業実施地での周知啓発活動を実施			1,000	—
計	—			406,413	—

(注) 竹繁茂防止緊急対策事業の () 内数値は再生竹除去面積である。

2 健全で多様な森林づくりの推進（ハード事業）

公益森林整備事業、竹繁茂防止緊急対策事業、魚つき保安林等海岸林整備事業、豊かな森林づくり推進事業のハード整備関係の4事業については、次のとおり実施することとしたい。

(1) 公益森林整備事業

水源のかん養や県土の保全など森林の持つ多面的機能の早期回復が求められる荒廃した私有林のスギやヒノキの人工林を対象に、本数率で40%以上を伐採し、針葉樹・広葉樹の混じり合った混交林へ誘導する本事業については、市町からの要望調査の結果を踏まえ、次のとおり実施したい。

① 市町からの要望量調査の結果

各市町から、①地域事情、②事業の緊急性、③事業実施の可能性等を踏まえて要望量の調査を実施したところ、次表のとおり整備計画量を10%超える結果となりました。

平成25年度整備計画量 (a)	市町要望事業量 (b)	対比 (b/a)
300ヘクタール	329.5ヘクタール	110%

② 事業実施（案）

- i) 超過量は大幅でないことから、平成25年度の整備量は計画量どおり300ヘクタールとします。
- ii) 各圏域の事業実施量は、①各市町からの要望と②市町別の水と緑を育む森林内の私有林における36年生以上のスギ・ヒノキ人工林の割合から求めた平成25年度基準面積を比較し、ほぼ同水準であることから、基準面積に沿って実施案（p.10）を策定しました。

(注) 本事業は、ダム上流域、河川源流域の荒廃した私有林のスギ、ヒノキの人工林を対象に県、市町、対象森林の所有者の間で三者協定を締結し、40%以上の強度間伐を実施。所有者は整備後20年間は皆伐をしないことが条件。

公益森林整備事業実施（案）

圏域	市町名	① 市町要望量 (ㄏク ﾀｰﾙ)	② H25 基準面積 (ㄏク ﾀｰﾙ)	①/② 対比	計画面案 (ㄏク ﾀｰﾙ)
岩国	岩国市	90.00	80.90		
	和木町	0.40	0.40		
	小計	90.40	81.30	1.11	81.30
柳井	柳井市	2.00	1.90		
	周防大島町	1.60	1.60		
	上関町	0.10	0.20		
	平生町	0.60	0.60		
	小計	4.30	4.30	1.00	4.30
周南	周南市	62.00	53.50		
	下松市	1.00	3.50		
	光市	3.00	1.40		
	田布施町	0.90	0.90		
	小計	66.90	59.30	1.13	59.30
山口 防府	山口市	41.00	38.10		
	防府市	2.00	2.00		
	小計	43.00	40.10	1.07	40.10
宇部 小野田	宇部市	4.00	6.20		
	山陽小野田市	2.00	3.20		
	美祢市	42.00	33.30		
	小計	48.00	42.70	1.12	42.70
下関	下関市	18.60	18.60		
	小計	18.60	18.60	1.00	18.60
長門	長門市	13.30	11.30		
	小計	13.30	11.30	1.18	11.30
萩	萩市	40.00	38.70		
	阿武町	5.00	3.70		
	小計	45.00	42.40	1.06	42.40
計		329.50	300.00	1.10	300.00

(2) 竹繁茂防止緊急対策事業

水源林や公共施設、住宅地の周辺などにおける繁茂竹林を対象に、繁茂した竹の全伐と再生竹の除去による継続的な管理を行うことにより、豊かな森林への回復を誘導する本事業については、市町からの要望調査の結果を踏まえ、次のとおり実施したい。

① 市町からの要望調査の結果

各市町から、①地域事情、②事業の緊急性、③事業実施の可能性等を踏まえて要望量の調査を実施したところ、次表のとおり整備計画量を5_割を超える結果となりました。

平成25年度整備計画量 (a)	市町要望事業量 (b)	対比 (b/a)
120 _割	125.9 _割	105 _割

② 事業実施（案）

- i) 超過量は大幅でないことから、平成25年度の整備量は計画量どおり120_割とします。
- ii) 各圏域の事業実施量は、①各市町からの要望と②市町別の水と緑を育む森林内の私有林における竹林の割合から求めた平成25年度基準面積を比較し、ほぼ同水準であることから、基準面積に沿って実施案（p.12）を策定しました。

(注) 本事業はダムや身近な生活の場等の周辺の繁茂した竹林を対象に、県、市町、対象竹林所有者の間で三者協定を締結し、竹の伐採と再生竹の伐採（竹の伐採の後、再生する新たな竹を3年間全伐）を行うもの。対象竹林の所有者は9年間、竹林として使用しないことが条件。

竹繁茂防止緊急対策事業実施（案）

圏域	市町名	① 市町要望量 (ㄏク ﾀｰﾙ)	② H25 基準面積 (ㄏク ﾀｰﾙ)	①/② 対比	計画面案 (ㄏク ﾀｰﾙ)
岩国	岩国市	10.00	9.00		
	和木町	0.20	0.20		
	小計	10.20	9.20	1.11	9.20
柳井	柳井市	3.20	2.80		
	周防大島町	1.20	1.20		
	上関町	0.20	0.60		
	平生町	1.20	1.20		
	小計	5.80	5.80	1.00	5.80
周南	周南市	18.20	18.20		
	下松市	2.60	2.60		
	光市	4.50	4.50		
	田布施町	2.30	2.30		
	小計	27.60	27.60	1.00	27.60
山口 防府	山口市	8.10	8.10		
	防府市	2.40	2.40		
	小計	10.50	10.50	1.00	10.50
宇部 小野 田	宇部市	5.00	5.20		
	山陽小野田市	2.00	1.60		
	美祢市	15.00	12.80		
	小計	22.00	19.60	1.12	19.60
下関	下関市	16.10	16.10		
	小計	16.10	16.10	1.00	16.10
長門	長門市	13.70	11.70		
	小計	13.70	11.70	1.17	11.70
萩	萩市	18.00	17.60		
	阿武町	2.00	1.90		
	小計	20.00	19.50	1.03	19.50
計		125.90	120.00	1.05	120.00

(3) 魚つき保安林等海岸林整備事業

荒廃が著しい魚つき保安林等の海岸林の整備を行う本事業については、市町からの要望調査による対象箇所を踏まえ、次のとおり実施したい。

①事業実施箇所の選定

- i) 本事業については、各年度1箇所の整備を想定し、5ヵ年間で5箇所の整備を計画しています。
- ii) 市町からの要望を踏まえ、①計画の具体性、②緊急性、③事業効果の高い箇所を優先して選定します。

②事業実施（案）

事業実施箇所の選定の結果、次の1箇所において事業を実施します。

市町名	所在地	面積（㍏）	事業内容
萩市	下田万字宇生	1.00	抵抗性きららマツ及び広葉樹植栽、枯損木除去

(注) 市町からの要望箇所については次表を参照。

参 考

◆ 魚つき保安林等海岸林整備事業（要望箇所一覧表）

圏域	市町名	所在地	面積（㍏）	整備年度	摘要
下松	下松市	大字笠戸島字 小城岬	1.00	23年度	抵抗性きららマツ植栽 防風垣
山口 防府	防府市	大字富海字八崎	1.00		
下関	下関市	白崎	1.00	24年度	抵抗性きららマツ及び 広葉樹植栽、枯損木除去
	下関市	豊北町大字 神田上	1.00		
	下関市	豊北町大字 阿川	1.00	22年度	抵抗性きららマツ植栽 防風垣
長門	長門市	仙崎字波の橋立	1.00		
萩	萩市	下田万字宇生	1.00	25年度	抵抗性きららマツ及び 広葉樹植栽、枯損木除去
計	5市		7.00		

(注) 平成22～24年度事業実施箇所
 平成25年度事業実施予定箇所

(4) 豊かな森林づくり推進事業

植生の回復が遅れている既事業地のフォローアップを行うとともに、本県の森林の特性等を踏まえた豊かな森林づくりを進めるための先進的な事業等をモデル的に実施する本事業については、現地状況等を踏まえ次の通り実施したい。

① 公益森林整備事業地・竹繁茂防止緊急対策事業地のフォローアップ事業

i) 公益森林整備事業地

事業対象地の概要

植生の回復が遅れている原因	対応策	事業計画
<p>(1) シダ等が繁茂している。</p> <p>(2) 北向き斜面・谷地形など局所的地形による照度不足、表土の流亡。</p> <p>(3) シカの食害を受けている。</p>	<p>(1) シダ等を除去し、シダ等の影響を受けにくい大苗を植栽する。</p> <p>(2) 事業地に近い広葉樹の樹種を選定し植栽する。</p> <p>(3) シカの食害を防止するための資材を用いて植栽する。</p>	<p>(1) 林内整理</p> <p>(2) 広葉樹（郷土樹種）の植栽 ①事業地周辺において良好に生育している主な樹種</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>アラカシ、シラカシ、コナラ、サカキ、タブノキ、ネズミモチ、ヒサカキ、ヤブツバキ、ヤマザクラ、ユズリハ等</p> </div> <p>②植栽本数 広葉樹の生育本数が 1,000 本以上となるよう植栽する。</p> <p>(3) シカ食害防止用資材の設置</p>

事業実施箇所（案）

圏域	所在地	面積 (ha)	植生の回復が遅れている原因	現地の状況
岩国	岩国市本郷町	0.1	北向き斜面 表土の流亡	
周南	周南市中須北	0.2	谷地形 表土の流亡	
下関	下関市豊田町	0.2	シカ食害 シダの繁茂	
計（3箇所）		0.5	—	シダが繁茂し、広葉樹の発生を阻害している

ii) 竹繁茂防止緊急対策事業地
事業対象地の概要

植生の回復が遅れている原因	対応策	事業計画
<p>(1) 草本類が繁茂している。</p> <p>(2) シカの食害を受けている。</p>	<p>(1) 草本類を除去し、下草の影響を受けにくい大苗を植栽する。</p> <p>(2) 事業地に近い広葉樹の樹種を選定し植栽する。</p> <p>(3) シカの食害を防止するための資材を用いて植栽する。</p>	<p>(1) 林内整理</p> <p>(2) 広葉樹（郷土樹種）の植栽</p> <p>①事業地周辺において良好に生育している主な樹種</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>アラカシ、シラカシ、シロダモ、スダジイ、タブノキ、ヒサカキ、ヤブツバキ、ヤマザクラ、ユズリハ等</p> </div> <p>②植栽本数 広葉樹の生育本数が 1,000 本以上となるよう植栽する。</p> <p>(3) シカ食害防止用資材の設置</p>

事業実施箇所（案）

圏域	所在地	面積 (ha)	植生の回復が遅れている原因	現地の状況
宇部 小野田	宇部市西吉部	0.1	草本類の繁茂	
長門	長門市俵山	0.3	シカ食害 草本類の繁茂	
計（2箇所）		0.4	—	草本類が繁茂し、広葉樹の発生を阻害している

② 地域特性を考慮した本県の独自課題へ対応するモデル事業

i) 耕作放棄地における竹繁茂対策

事業対象地の概要

現地の状況	モデル性	事業計画
耕作放棄地に竹が繁茂し、周辺の山へ侵入している	竹の伐採による広葉樹等の自然林への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁茂竹林の伐採 ・ 再生竹の除去

事業実施箇所（案）

圏域	所在地	面積 (ヘクタール)	事業内容	現地の状況
周南	光市三輪	0.7	繁茂竹林の伐採 再生竹の除去 (H26年度～)	
山口防府	山口市江崎	0.3		
宇部小野田	美祢市伊佐町	0.5		
萩	萩市高佐下	0.5		
計（4箇所）		2.0	—	耕作放棄地に竹が侵入している

ii) 海岸地域における緑化対策

事業対象地の概要

現地の状況	モデル性	事業計画
<p>海水浴場に隣接し、背後には小学校や神社等重要な保全対象も含まれる。</p> <p>近年、主林木であるマツが松くい虫被害により枯損し、防風・防潮機能はもとより、保健・休養機能も低下していることから、これらの機能を早急に回復する必要がある。</p>	<p>○海水浴客及び地元住民の憩いの場としての利用に配慮した海岸林の再生</p> <p>(1) 潮風害に強い花木を中心とした植栽による高い防風・防潮及び保健・休養機能を発揮できる森林への誘導</p> <p>(2) 林内の整理及び松くい虫被害木のチップ化による景観・林内環境の改善と植栽木周辺へのチップ敷込みによる下草の繁茂や乾燥の防止</p>	<p>○確実な森林への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潮風害に強い花木等の植栽 (植栽樹種：ハマボウ、ヤマザクラ、ヤマモモ等) <p>○景観・林内環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松くい虫被害木のチップ化等林内整理 ・ 植栽木周辺へのチップの敷込み

事業実施箇所（案）

圏域	所在地	面積（㌔）	事業内容
柳井	周防大島町日前	1.0	地拵え、広葉樹の植栽



[松くい虫被害により防風・防潮、保健・休養の機能が低減している]

iii) 市町からの提案

ア 竹材・たけのこ生産による竹繁茂対策

提案市町	事業対象地	面積（㌔）	現地の状況	事業計画	備考
宇部市	宇部市小野	0.3	手入れ不足等による過密化の影響で、道路や鉄道沿線等の公共施設にまで竹林が拡大	所有者では実施困難な過密化した竹林の抜き伐り (約 12 千本/ha → 3 千本/ha)	事業完了後、地元で継続的な竹林管理を実施
	宇部市奥万倉	0.5			
美祢市	美祢市東厚保町	0.2			
	美祢市美東町	0.6			
	美祢市西厚保町	0.5			
計		2.1	—	—	—



美祢市東厚保町川東

[道路及び鉄道沿線に竹が繁茂]



宇部市大字奥万倉

[過密化した大径のモウソウチク林]

イ 観光力の向上に向けた竹繁茂対策

提案市町	事業対象地	面積 (ヘクタール)	現地の状況	事業計画	備考
岩国市	錦帯橋周辺 (岩国市横山)	0.2	竹が繁茂し、観光地周辺の景観を悪化	繁茂竹林伐採 再生竹の除去	国有林や地元等との連携により一体的な繁茂竹林伐採
	錦帯橋備蓄林 (岩国市天尾)	1.0	竹が侵入し、ヒノキ林の生育を阻害		
萩市	萩城跡 (萩市堀内)	0.6	竹が繁茂し、観光地周辺の景観や観光客の利便性を悪化	繁茂竹林伐採 再生竹の除去	事業完了後、地元で花木を植栽し継続的に管理
	大板山たたら製鉄遺跡 (萩市紫福)	0.2			
計		2.0	—	—	



錦帯橋備蓄林（岩国市天尾）

[竹が侵入しヒノキの生育を阻害]



萩城跡（萩市堀内）

[石垣周囲に竹が繁茂し景観を悪化]

3 県民との協働による森林づくりの推進（ソフト事業）

(1) 森林づくり活動支援事業の採択について

① 応募団体一覧

番号	所在地	団体名	事業概要	整備面積 (ha)	申請金額 (千円)
1	岩国市	長谷地区ふるさとづくり推進協議会	森林整備（倒木の伐採）、竹林整備、サクラの植栽、岩国往来の維持管理、都市住民との交流	0.30	500
2	周防大島町	美しい三蒲を創る会	竹林整備、サクラ、ツバキ等の植栽、管理道の整備	2.60	500
3	周南市	防長の吉野をつくる会	森林整備（下刈、荒廃地整備）、サクラ等の植栽、管理道の整備	0.60	500
4	周南市	湯野森林ボランティア神宮会	森林整備（除伐）、サクラ、カエデ等の植栽、管理道の維持管理	0.80	500
5	防府市	佐波の里山サポートネット	森林整備（下刈、除伐）、竹林整備、管理道の整備、伐木を使ったベンチ等の製作	1.00	500
6	防府市	竹林安らぎ会	竹林整備、管理道の整備、自治会・子供会との交流（竹林整備、竹炭づくり、草刈）	0.50	500
7	美祢市	赤郷地区振興会	森林整備（下刈、除伐、枯損木の伐採）、竹林整備、赤間関街道の維持管理	0.50	500
8	下関市	かぐや姫の里づくりの会	竹林整備、都市住民との交流（竹林コンサート、竹細工教室）	0.50	500
9	長門市	たわらやま森林塾	森林整備（間伐）、竹林整備、椎茸づくり、竹炭づくり、地域住民との交流（植栽）	0.30	500

※応募を締め切った段階では10件の申請があったが、その後、申請のあった団体から申請の取り下げがあったため、最終的に9件となった。

②審査方法

応募された事業については、事務局において審査基準に基づき審査整理表を作成し、「やまぐち森林づくり推進協議会」での意見を踏まえ、県が最終的に決定します。

③審査基準

事業の審査は、下表に基づいて行います。

審査項目	評価の観点
波及性	幅広い県民の意識の醸成や活動の輪づくりに繋がっているか。また、活動人数等から波及効果が期待できるか。
実現性	確実に実現できる能力、実績等があるか。
効率性	適正な経費でコスト削減に努めているか。また、整備面積等から事業効果が期待できるか。
継続性	単発的な活動でなく、次年度以降も継続される可能性があるか。
独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫がなされているか。

④審査結果

採択予定団体は次のとおりです。

番号	所在地	団体名	補助金額 (千円)	備考
1	岩国市	長谷地区ふるさとづくり推進協議会	500	
2	周防大島町	美しい三蒲を創る会	500	
3	周南市	防長の吉野をつくる会	500	
4	周南市	湯野森林ボランティア神宮会	500	
5	防府市	佐波の里山サポートネット	500	
6	防府市	竹林安らぎ会	500	
7	美祢市	赤郷地区振興会	500	
8	下関市	かぐや姫の里づくりの会	500	
9	長門市	たわらやま森林塾	500	
計	9団体		4,500	

(2) 県民との協働による百年の森づくり推進事業（周知啓発事業）

広報ツールやパブリシティを積極的に活用し、税の導入目的や税制度の内容などについての周知を行うとともに、タケノコ採りや現地説明会など事業箇所を活用した取り組みを行うことで、県民への一層の周知を図ります。

周知活動の実施案

1 広報ツールを活用した周知活動の実施

- (1) 県の施設や民間企業・消費者団体、各種イベント等における周知パネルの展示。
- (2) 県や市町の関係施設等へのリーフレットの配布。
- (3) やまぐち森林づくりレポートの作成・公表。
- (4) 県民税周知のための横断幕の活用。
- (5) 県民税事業を周知するための看板の設置の検討。

2 税関連事業の事業地を活用した周知活動の実施

- (1) 公益森林整備事業地を活用した現地説明会の開催。
- (2) 竹繁茂防止緊急対策事業地を活用したタケノコ採り（実施済み）の開催。
- (3) モデル林の周知と現地見学会の開催。
- (4) 「やまぐち森林づくり週間」において、広く県民へ周知するために地域イベントと連携した周知活動を実施。
- (5) 事業地で伐採された木材や竹材を各種イベント等で活用。

3 やまぐち森林づくり推進協議会の開催

- (1) 協議会の開催。
- (2) 県のホームページで協議内容等を掲載。

4 周知率の低い方に対する周知活動（岩国地域、柳井地域の若年層の女性や主婦への周知活動）

- (1) 各種団体等への出前講座の開催。
- (2) ケーブルテレビによる地域イベント開催の告知。
- (3) 女性や主婦の目にとまるスーパーや公民館などへのリーフレットの配置など。

5 その他の広報活動

- (1) きらら物産・交流フェアなどのイベントに合わせた周知活動。
- (2) 県政出前トークの活用。
- (3) 県政放送等（県広報誌「ふれあい山口」の活用、新聞広告等）や市町、森林組合広報誌などへの掲載。
- (4) プレスリリースなどを積極的に活用し、引き続きパブリシティを通じた周知を促進。
- (5) 県政世論調査による周知度の測定等を行い、周知活動に反映。